

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目		平成17年3月期	平成18年3月期
基 本 的 項 目	資 本 金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	19,907	19,809
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	23,164	23,164
	利益剰余金	4,871	7,748
	連結子会社の少数株主持分	13	9
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	114	125
	為替換算調整勘定	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	62,196	65,058
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ※1	—	—
補 完 的 項 目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,492	1,355
	一般貸倒引当金	5,382	5,513
	負債性資本調達手段等	—	10,000
	うち永久劣後債務 ※2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ※3	—	10,000
	計	6,874	16,867
	うち自己資本への算入額 (B)	6,874	16,867
控 除 項 目	控 除 項 目 ※4 (C)	50	50
自 己 資 本 額	(A) + (B) - (C) (D)	69,020	81,875
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	830,857	856,431
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	30,350	25,540
	計 (E)	861,208	881,971
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(E)} \times 100 (\%)$		8.01%	9.28%

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)です。
2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い業務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られています。
4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額です。

セグメント情報

[1.事業の種類別セグメント情報]

連結会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

[2.所在地別セグメント情報]

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社がないため所在地別セグメント情報は記載していません。

[3.国際業務経常収益]

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しています。

商法および証券取引法監査

当行は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項及び証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度の連結財務諸表及び当連結会計年度の連結財務諸表は、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けています。